

愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例 昭和48年10月12日 条例第38号</p> <p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、その長、第9条第2項を除き、以下同じ。)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 国、県、中核市若しくは第9条第1項に規定する市(以下「国等」という。)の機関又は次に掲げる法人が行う第1項に規定する行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関又は法人は、同項に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) 省略</p>	<p style="text-align: center;">愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例 昭和48年10月12日 条例第38号</p> <p>(許可を要する行為)</p> <p>第2条 風致地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事(地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の22第1項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、その長_____)の許可を受けなければならない。</p> <p>(1)～(7) 省略</p> <p>2 省略</p> <p>3 国、県、中核市若しくは第9条第1項に規定する市(以下「国等」という。)の機関又は次に掲げる法人が行う第1項に規定する行為については、同項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国等の機関又は法人は、同項に規定する行為をしようとするときは、あらかじめ、知事に協議しなければならない。</p> <p>(1)～(11) 省略</p> <p>(12) <u>愛媛県道路公社</u></p> <p>(13) 省略</p>